

平成26年度第2回宗像市景観審議会議事録

平成27年2月4日(水) 14:00~15:15

宗像市役所3階 第2委員会室

出席者

委員	出欠	委員	出欠	委員	出欠
日高 圭一郎	出	柴田 久	出	大方 優子	出
萩島 理	出	葦津 幹之	出	花田 省蔵	出
立部 瑞真	欠	梶原 富子	出	野田 聖子	出
前田 誠	出	梅田 芳徳	出	平松 秋子	出

印は会長、 印は副会長

1. 屋外広告物条例の制定について

質疑・意見

参考資料2の現在の広告物の説明に「建物の規模と調和していない～」とあるが、調和していない基準がわかりにくいので、書き方を工夫できないか。

・表現を改めたい。

資料1のP15の一番下に手数料について記載があるが、これは1年ごとなのか、3年ごとなのかかわからないので説明いただきたい。

・手数料は、許可申請をする度にかかる。固定のものであれば3年、それ以外であれば1ヶ月ということになる。

屋外広告物条例制定後、許可申請などを担当する部署はどこになるのか。

・今のところ、維持管理課が許可申請に係る業務を行っている。例えば、今年の10月からこの条例を施行した場合、所掌事務の変更も必要となるが、当面は維持管理課が行うことになると思う。ただし、色彩基準などデザインに関することについては、都市計画課に合議をするなどして維持管理課に返し、最終的に許可を出す形になるのではないかと考えており、現在、内部で協議中である。

他都市での経験を踏まえると、担当部署の人数や役割分担の充実と明確化をしておかないと、条例施行後の運用面で問題が起きてくると思う。例えば、基準に入っているが非常に奇抜であるものや、大きさに基準をちょっと超えているが色やデザインは非常に優れているものを景観審議会にかけべき重要事項であるかどうかを最初に決めるのは担当者なので、担当部署の判断がかなり重要になる。維持管理課は、人数は増えずに仕事が増えることになると大変だと思う。今後の運用に備えて、組織、体制づくりの充実を検討された方がよい。

・きちんと運用するためには組織の体制が大事だということは十分認識している。機構変更の協議の中で、人員等について要望を出している。維持管理課のままでは景観審

議会に諮る事項が、都市計画課につながらない。何らかの形で都市計画課が直接関わられる体制をつくる必要があると認識しているので、今後も体制づくりについて検討していきたい。

耐用年数の件で伺いたい。たまたま条例施行の直前に改修した時、だったら修理しなかったのに、ということが出てくると思う。その場合、資料2の(2)の「改修、移転又は除却が必要でない」と市長が認めるもの」に含まれて、経過措置の対象となるのか。

・今回の案では、耐用年数までは経過措置の対象となる。ただし、耐用年数があっても、ボロボロだったり、安全上の問題があるものは除却や造り替えの対象となる。きちんと管理して安全で耐用年数も残っていれば、そのまま使っていただくことになるだろう。

耐用年数がすぐ来るような看板で、もう少し持たせようとして、条例施行の1、2年前に改修して耐用年数を超える場合も出てくるかもしれない。その時も今の案で対応できるのか。

・今、ご指摘いただいた部分にお答えできるよう、条例、規則にはきちんと表記したい。

資料2の経過措置で、「県条例で既に適法に表示」とあるが、適法でないものも実際にはあるのか。現在適法でないものへの対応はどうされるのか。

・今、適法でないものは除却してもらう必要があるが、体制が追いついていないのが現状である。電柱に表示しているものや立看板など、簡易なものは撤去しているが、それ以外のものは、対応できていないので、大きな課題であると認識している。適法でなければ、経過措置の対象にはならない。

・簡単に撤去できるものは、年に3回、除却している。1回あたり、軽トラック2、3台がいっぱいになる程、違法な広告物が多数ある。

通常の場合はよいが、世界遺産に申請しようという状況において、市だけの問題でなく県も含めてのことだが、特別な対応が必要なのかな、という印象は持つ。

・これまでは県の条例で許可申請手続き等を委任されていたが、今後は市独自で条例をつくるので、今までと違う体制と意識で運用していきたいと考えている。

今月、赤間宿まつりを開催する。これはいたる所に看板を立てているが、まったく届けを出していないと思うが、これらは違反広告物になるのか。

・県条例において、はり紙、はり札などにあたるもので、本当は許可が必要なものもあると思われる。

10月に八所宮のお祭りがある。それに関する立看板を歩道の柵に立てかけているものがあるが、お祭りが終われば撤去されている。そのような場合はどうか。

・一番の問題は、一般の市民が広告物のルールについてご存じないことだろう。これまでPRが十分でなかったので、皆さんもまったく悪意がないまま、お祭りやイベントでポスターやはり紙を掲示されている。今後は、条例が適正に運用されるよう、まずは十分なPR等が必要だと思う。

お祭りについては、資料3のP5の第11条第2項第4号に「冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物」は禁止地域や許可地域の規定は適用しない、とある。お祭りの時まで厳しくすると逆に盛り下がるので、その時は掲出しても問題ないが、終わった後も表示したまま、というのが一番よくない。その徹底管理をしっかりとっていくような啓発がとても大事になると思う。

資料1のP9の地図で、南の端に高速道路から500m以内の範囲が第2種禁止地域になっている。これは県の条例に沿うためと思うが、現状では九州自動車道から500m以内に広告は見当たると思う。世界遺産の緩衝地帯を規制する意味はわかるが、高速道路から500m以内を規制する必要性がわからないので、その理由を質問したい。

- ・一番の目的は、交通安全上の問題だと聞いている。高速道路はまっすぐ前を見て運転する必要があるのに、看板に目を移して交通事故が起きてはならないので、高速道路から500m以内は広告物を建てられないことになっている。ただし、一定規模以下の自家広告は表示できるので、高速道路から広告物がまったく見えない、ということはない。

選挙用のポスターなどがいつまでも置きっぱなしになっている。規制の対象になるものは厳しい対応をお願いしたい。

- ・資料3のP5の第11条第1項第3号に「公職選挙法の規定に基づく選挙運動のために使用するポスター～」を位置づけており、これらは適用除外になる。公職選挙法で表記できるものは厳しく決められているので、それ以外は違反の撤去物件となり、選挙管理委員会も撤去等、厳しく対応している。

選挙の立看板などにも、今回の色彩基準は絡んでくるのか。

- ・資料1のP14の7で適用除外について示しているが、(1)禁止地域、許可地域、禁止物件で許可不要の広告物の に選挙用のポスターが入っており、ここに該当する分は、色彩基準も適用されない。

世界遺産の取組みがあつて急いでいる面もあると思うが、色々な方の事情もあると思う。あまり強くトップダウンで規制を加えているという感じではなくて、地元のいい環境をもっとよくしましょう、というポジティブな形で皆さんに理解してもらえるようになってほしい。わかっておられるとは思いますが、地元の方が賛同して下さるような雰囲気也不可欠ではないかと思う。

- ・改めて認識させていただいた。ご意見を踏まえ、そのような精神を持ってやっていきたい。

今までのプロセスで、屋外広告物条例案について市民との接触はなかったのか。パブリック・コメントではじめて屋外広告物条例案に関する内容が出るのか。

- ・屋外広告物条例案については、この景観審議会が市民の参画の場となっている。また、パブリック・コメントの期間中に説明会の開催を予定している。

- ・一昨年から景観計画の策定に取り組んできて、市民の中には景観計画の中に屋外広告物も含まれている、と思われている方もいた。その点も含め、十分に説明していきたい。

1月末に京都に行ってきた。京都市内は確かに屋上広告がなく、コンビニ等も新しいものは茶色のおとなしい色になっている。ただ、駐車場を探す際に看板が小さくて見つけづらかった。もし、そうなる観光客の方は大変なので、何かいい案をアドバイスしていただけたら、と思う。玄海地区で駐車場を確保する際は、わかりやすくなるようお願いしたい。

今、おっしゃられたような広告物は、観光案内は観光案内で統一したものにすれば、色や形で目立つようにしなくても観光客にとってわかりやすいものとなる。一番わかりにくいのは、一貫していないものが色々ある状態である。その辺りは、工夫によって観光客にやさしい表示はできると思う。

2. 景観計画の変更について

質疑・意見

資料4のP4の景観重要海岸に位置づけられている区域の中に、2、3年前に北斗の水くみ公園が整備されたが、その看板が海岸であるにも関わらず金属できており、潮風で傷んでいる。景観を考える場合は、担当部署とともに設置する場所と材質への配慮をお願いしたい。

- ・担当部署に伝え、そういうことがないように心がけたい。

資料4の変更案のように、景観計画に「経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材」と書いてあると、だいたい木製からスチール製などへと丈夫な方へ変わる。例えば、「自然風景に適した木材を使用する」、「海岸の塩害を受けるので最初にお金がかかっても維持管理のかからないやり方をする」、「重点エリアにおいては周囲の景観に調和した材料選びと維持管理を考慮したデザイン性の高いものを使う」、などということは、景観計画とは別に、公共空間整備のガイドラインをつくっている自治体が多い。すべてのことを景観計画でやるというのはなかなか難しい。だからこそ、景観計画の担当者が適宜いろいろ工夫をしている、というのが他自治体の状況である。

- ・本市でも、景観に配慮した公共事業のガイドラインを平成27年度中に作成したいと考えており、今、言われたようなことも是非反映していきたい。

- ②1 塩害には、ステンレス製が一番丈夫だと思うが、ステンレスなどの高価なものを置いておくと、あの辺りではよほど管理しないと盗まれてしまう。高価なものを設置する時はきちんとした管理をしないとダメだろう。

3. パブリック・コメントについて

屋外広告物条例（案）と景観計画の変更（案）について、3月初旬から4月初旬までの1か月、パブリック・コメントを実施する予定にしている。

質疑・意見

- ② 屋外広告物条例は、規制の内容が難しく、具体的にどうなるのかが一般の市民にはわかりにくいと思う。以前、玄海地区が市街化調整区域になる時も、市民の方はわからないまま指定されたのが現実だと思う。屋外広告物条例の制定については、市民の方にわかりやすいように、規制によってどのようなメリットやデメリットあるのかを表現していただくと、パブリック・コメントで意見しようかなという気持ちになると思うので、その点をお願いしたい。

- ③ 「住マイむなかた」で、市の定住担当と一緒に、人口が減らないよう「空き家・空き地バンク」等の活動をしている。景観に関する取組みも、市外から新しい住民が来たいねと言われるようなことも踏まえながら、定住担当課とも協議して進めてもらいたい。

4. 次回開催日について

次回の審議会は平成 27 年 4 月 17 日（金）14:00～開催予定とする。